

大阪府
河内長野市
市町村コード 272167

令和6年度
市 民 税
府 民 税
森林環境税

特 別 徴 収 の し お り

河 内 長 野 市

税務課 市民税係

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

TEL (0721) 53-1111 (代表)

FAX (0721) 52-1180

はじめに

平素は、市民税・府民税・森林環境税特別徴収事務について格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

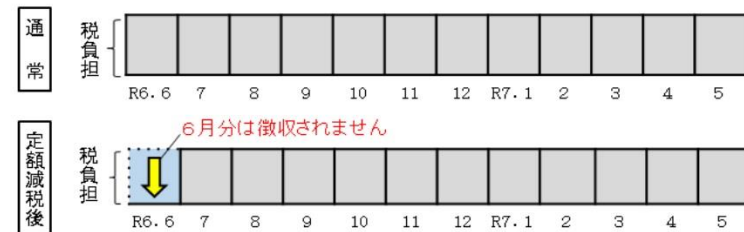
また、令和5年分給与支払報告書の提出については、ご多忙中にも関わらずご協力いただき、誠にありがとうございました。

さて、市民税・府民税・森林環境税の特別徴収事務を実施していただくにあたっての手引きとして、「特別徴収のしおり」を作成しましたので、ご一読いただき、今後ご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

■特別徴収についての連絡先
河内長野市役所 税務課
TEL 0721-53-1111(代表)
FAX 0721-52-1180
課税のお問い合わせ 市民税係あて

■令和6年度 市民税・府民税・森林環境税の主な改正点

- ①国税である「森林環境税」(年額1,000円)が、市民税・府民税の均等割と併せて課税されます。
 - ②東日本大震災復興復興基本法に基づく均等割額の引上げ(市民税500円、府民税500円)は令和5年度で終了しました。
 - ③令和6年度は市民税・府民税の定額減税が実施されます。
 - ・対象者: 合計所得額が1,805万円以下の人
 - ・減税額: $(1万円) \times (1 + \text{控除対象配偶者と扶養親族の人数} \llcorner \text{国外居住者を除く} \llcorner)$
 - 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が、令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。
 - (100円未満の端数については、最初の月で徴収します。)
- ※減税により所得割額が0円となる場合は、令和6年7月分に均等割額を徴収します。
※定額減税の対象外となる納税義務者は、従来どおり、令和6年6月分から徴収します。



■特別徴収と普通徴収

- (1) 特別徴収とは、給与の支払をする人が、給与の支払を受ける人(納税者)から毎月、市民税・府民税・森林環境税を徴収し、取りまとめて納入していただく制度で、その給与の支払をする人を特別徴収義務者といいます。
- (2) 普通徴収とは、市役所から納税者に直接納税通知書を送付し、納税者が自分で納付する方法をいいます。
- (3) 令和5年中に給与の支払(俸給、給料、賃金、歳費、賞与等)を受け、現在も引き続き支払を受けている人については、特別徴収の方法により市民税・府民税・森林環境税を徴収することになっています。
- (4) 特別徴収による徴収税額は、原則として、給与所得と給与所得以外の所得に対する所得割額および均等割額の合計ですが、給与所得以外の所得がある人については、申告等により、給与所得以外の所得に対する税額を普通徴収にすることがあります。
また、令和6年4月1日時点で65歳以上の方の公的年金等の所得に係る市民税・府民税・森林環境税については、公的年金からの特別徴収の対象となるため、給与からの特別徴収はできませんのでご注意ください。

■特別徴収事務

1. 納入方法

- (1) 令和6年6月から(年度途中で通知書を受け取った場合は、その通知書に徴収金額の記入されている最初の月から)令和7年5月まで、毎月給与支払の際に各人の市民税・府民税・森林環境税の月割額を徴収し、取りまとめて納入してください。
- (2) 納税者が年度途中で当市から他の市町村へ転出されても、令和7年5月までは、引き続き当市へ納入してください。
- (3) 納入取扱場所等については、P.3右下をご覧ください。

2. 納期限

- (1) 納期限は、月割額を徴収していただいた翌月10日(この日が土、日、祝休日の場合はその休日明けの日)です。
- (2) 納期限までに納入されない場合、延滞金および督促手数料を負担していただくことがあります。必ず期限内に納めるようにしてください。
※延滞金の利率については、地方税法及び市税条例の改正により変更となる場合があります。

3. 納期の特例

- (1) 給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合の納入については、6月30日までに「市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書」を提出し、承認を受けることにより、特別徴収額の6月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年5月分を翌年6月10日までの年2回に分けて納入することができます。
なお、申請書の提出が遅れ、たとえば8月に承認された場合、8月分から11月分を12月10日までに納入していただくことになりますが、6、7月分については、納期はそれぞれの翌月10日のまま変わりませんのでご注意下さい。
- (2) 申請書はホームページに掲載しております。
- (3) 承認を受けた場合は、取消の通知がない限り納期の特例を継続しますので、以後申請書を提出していただく必要はありません。

4. 退職者の一括徴収

- (1) 退職等により、残税額を給与または退職手当等から一括徴収していただいた場合は、他の納税者の月割額と合わせて納入してください。
この場合、納入書の「納入金額(1)」欄の金額を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄に、一括徴収された税額と、他の納税者の税額との合計を記入してください。
(納入書の記入のしかた P.11参照)

(2) 退職後、納付書の送付や納付方法などで納税者にご不便をかけることを避けるために、退職される方の残税額は、できる限り退職時に一括徴収し、納入してくださるようご協力をお願いします。

- (3) 1月1日から4月30日までに退職し、残税額を超える給与又は退職手当等が、5月31日までに支給される場合は、本人からの申出がなくても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
※死亡退職は一括徴収できません。

5. 納税者の異動

- (1) 退職、休職等により特別徴収ができなくなった場合や、転勤、転職により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合など、納税者に異動が生じたときは、「給与所得者異動届出書」(P.8)に必要な事項を記入し、すみやかに提出(送付)して下さい。(届出書の記載のしかたP.7参照)
なお、届出書の提出がないと特別徴収義務者の滞納扱いとなり、また納税者にも、後でご迷惑がかかる原因となります。
- (2) 現在、普通徴収の納税者が就職・復職などにより特別徴収への切替を希望される場合は「特別徴収への切替依頼書」(P.9)により、ご連絡くださるようお願いいたします。

※郵送でご提出いただいた書類の控えの返送が必要な場合は、切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を同封くださいますようお願いいたします。

6. 徴収税額の変更

徴収税額を変更した場合は「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、以後の徴収は変更後の金額で行ってください。
なお、納入書については当初お送りしたものの金額を訂正してお使いください。
※税額修正後の納入書の送付が必要な場合はお申し出ください。
(納入書の記入のしかた P.11参照)

7. 所在地・名称等の変更

特別徴収義務者が、所在地・名称等を変更された場合は「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」(P.10)により、ご連絡くださるようお願いいたします。

8. 様式のダウンロードについて

各様式は当市ホームページ(<http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>)からダウンロードしていただくことができます。
トップページ下部にある「申請・電子サービス」の「申請・届出一覧」のページを開き、「税金」の中の「個人市民税」のカテゴリを選択して、「市府民税各種申請書」のページをご覧ください。

■退職所得の市民税・府民税の特別徴収

1. 退職所得と市民税・府民税

(1) 退職所得とは、退職金や一時恩給など、退職に際して勤務先から一時に受ける給与、倒産のため退職せざるを得なくなった勤労者に対して弁済される未払賃金や、社会保険又は共済制度に基づいて支給される一時金（以下「退職手当等」という）をいいます。

(2) 市民税・府民税は、所得のあった年の翌年度に課税することになっていますが、退職所得にかかる市民税・府民税については、他の所得と分離して、所得税と同様に退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくことになっています。この市民税・府民税を「分離課税にかかる所得割」といいます。

2. 対象となる人

対象となるのは、退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、当市内に住所のある人です。ただし、同年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人は除かれます。

また、死亡により支払われる退職手当等は、相続税の課税対象となるため市民税・府民税は課税されません。

3. 税額計算のしかた

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1（勤続年数5年以下の場合は例外あり）に、市民税及び府民税それぞれの税率を乗じて算出した金額の合計が分離課税にかかる所得割額です。

(1) 計算式

$$\frac{(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1}{2} = \text{退職所得の金額} \quad \begin{matrix} \text{※1} & \text{※2 (1,000円未満切捨て)} \end{matrix}$$

※1 退職所得控除額は以下の算式により計算します。

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (最低80万円)	障がい者になったことにより退職した場合は、左記により計算した金額に100万円加算します。
20年を超える場合	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)	

「勤続年数」に1年未満の端数がある場合は切り上げます。

※2 上記計算式の1/2は、以下の場合には適用されません。

- ・勤続年数5年以下の「役員等」の退職手当等 ※3
- ・勤続年数5年以下の「役員等」以外の者に対する退職手当等で、退職所得控除後、300万円を超える部分（令和4年1月1日以降退職分について適用）

※3 「役員等」とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員の方をいいます。

(2) 退職所得の金額×6%＝特別徴収すべき市民税額①

退職所得の金額×4%＝特別徴収すべき府民税額②

(①および②は、100円未満切捨て)

①と②を合算した額を支払を受けるべき日の属する年の1月1日における住所地の市町村へ納入してください。

4. 納入方法

徴収していただいた分離課税にかかる所得割額は、その月の給与所得の市民税・府民税月割額と合わせて、翌月の10日までに納入してください。その際、納入書の金額を訂正し、また必ず裏面の納入申告書に所要事項を記載してください(納入書の記入のしかたP.11参照)。

5. 納入取扱場所

(1) 下記金融機関の本店または支店

三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・関西みらい銀行
池田泉州銀行・南都銀行・紀陽銀行・徳島大正銀行・大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫・成協信用組合・近畿労働金庫・大阪南農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局(大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県内に限る)

※ 上記の金融機関に合併・名称変更等が発生した場合、後継金融機関において納付可能な場合がありますので、該当金融機関での納付を希望される場合は市役所にお問い合わせください。

(2) 金融機関が行っている「地方税納入サービス」のご利用を希望される場合は、直接お取引先の金融機関にお問い合わせください。その際に必要となる市町村コードは「272167」です。

(3) eLTAX(地方税ポータルシステム)の『地方税共通納税システム』を利用した電子納税を希望される場合は、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)から手続きをお願いします(制度の詳細については同ホームページの『共通納税』の項目をご確認ください)。

■課税のしくみ

1.市民税・府民税・森林環境税の納税義務者

納税義務者	納めるべき税金
河内長野市内に住所がある人	均等割、所得割、森林環境税
河内長野市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷のある人	均等割

※河内長野市内に住所があるか、あるいは事業所などがあるかどうかは令和6年1月1日現在の状況で判断されます。

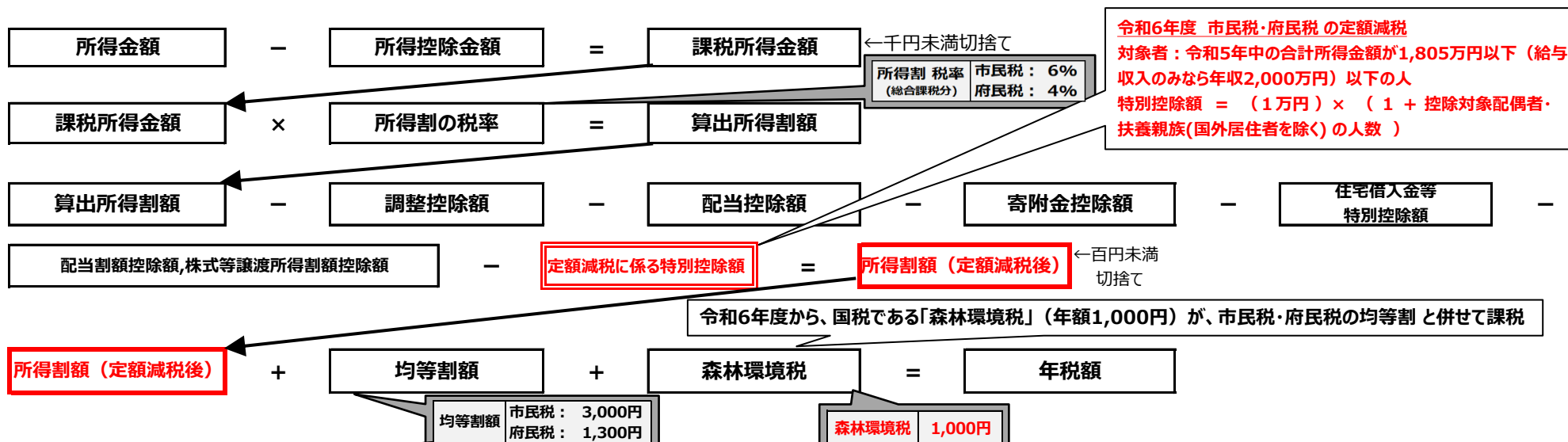
2.市民税・府民税・森林環境税が課税されない者

- 市民税・府民税も森林環境税も課税されない人
 - ①令和6年1月1日現在、生活保護法にある人
 - ②障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、令和5年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収でいうと2,044千円未満）の人
- 森林環境税が課税されない人
令和5年中の合計所得金額が、315,000円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋189,000円 以下である人（同一生計配偶者＋扶養親族数）が0の場合は、上記の「＋189,000円」は適用無し（合計所得金額が415,000円以下である人）
- 均等割が課税されない人
令和5年中の合計所得金額が、32万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋19万円 以下である人（同一生計配偶者＋扶養親族数）が0の場合は、上記の「＋19万円」は適用無し（合計所得金額が42万円以下である人）
- 所得割が課税されない人
令和5年中の総所得金額等の金額が、35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋32万円 以下である人（同一生計配偶者＋扶養親族数）が0の場合は、上記の「＋32万円」は適用無し（総所得金額等が45万円以下である人）

■市民税・府民税・森林環境税の算出方法

[土地・建物・株式等の分離課税に係る譲渡所得、先物取引等に係る雑所得等の場合は税額の算出方法が異なります]

市民税・府民税・森林環境税の税額は、均等割額と所得割額の合計額で均等割は定額、所得割は前年中の所得金額に応じて、次の図式によって計算します。



・東日本大震災復興基本法に基づく均等割額の引上げ（市民税500円、府民税500円）措置は令和5年度で終了しました（平成26～令和5年度の均等割額は市民税3,500円、府民税1,800円）。

・大阪府では、森林及び都市の緑の環境整備として実施する災害の防止及び暑熱環境の改善に係る施策等に必要な財源を確保するため、平成28～令和9年度の間、府民税均等割額に300円加算しています（府民税超過課税）

別表①【給与所得の速算表】

給与等の収入金額		給与所得の金額	
0円～ 550,999円		0円	
551,000円～1,618,999円		収入金額-550,000円	
1,619,000円～1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4=◎	◎×2.4+100,000円	
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満の端数切り捨て)	◎×2.8-80,000円	
3,600,000円～6,599,999円		◎×3.2-440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円 ※		
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円		

※1円未満の端数切捨て

【所得金額調整控除（給与所得金額からの控除）】

下記(1)または(2)に該当する場合、の額を給与所得から控除する。

(1) 前年中の給与等の収入額が850万円を超え、
23歳未満の扶養親族を有する
または
本人・同一生計配偶者・扶養親族のうち誰かが特別障害者である
のいずれかに該当する場合、
（給与収入(上限1000万円)－850万円）×10% を控除

(2) 前年中に 給与所得 と 公的年金等雑所得 の両方を有する場合、
 給与所得(上限10万円) ＋ 公的年金等雑所得(上限10万円)－10万円 を控除

別表③【調整控除】

①市民税・府民税の課税所得金額が200万円以下の方
a 人的控除額の差の合計額
b 市民税・府民税の課税所得金額
} いずれか小さい額×5%
②市民税・府民税の課税所得金額が200万円超の方
{人的控除額の差の合計額－(市民税・府民税の課税所得金額－200万円)}×5%
※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

		人的控除の差額	
障害者控除	普通	10,000	
	特別	100,000	
	同居特別	220,000	
寡婦控除		10,000	
ひとり親控除	母	50,000	
	父	10,000	
勤労学生控除		10,000	
扶養控除	一般	50,000	
	特定	180,000	
	老人	100,000	
	同居老親等	130,000	
基礎控除		50,000	
配偶者控除、配偶者特別控除にかかる人的控除の差額			
		納税義務者の合計所得金額	
		900万円以下	900万円超～950万円以下 950万円超～1,000万円以下
配偶者控除	一般	50,000	40,000 20,000
	老人	100,000	60,000 30,000
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超～50万円未満	40,000 20,000
		50万円以上～55万円未満	30,000 10,000

※配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額55万円以上は調整控除の対象外です。

別表④【税額控除等】

○配当控除
配当所得に課税された場合は、次の配当控除額が控除されます。(単位: %)

課税総所得金額＋課税譲渡所得 種類 金額等の合計		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		1.6	1.2	0.8	0.6
特定証券投資 信託等	外貨建等証券投資 信託以外	0.8	0.6	0.4	0.3
	外貨建等証券投資 信託	0.4	0.3	0.2	0.15

○寄附金控除
＜対象となる寄附金＞
・住所地の都道府県共同募金に対するもの
・住所地の日本赤十字支社に対するもの
・都道府県又は市町村に対するもの(ふるさと納税)
・大阪府・河内長野市が条例で指定する寄附先に対するもの
＜計算方法＞
①基本控除額
「寄附金－2,000円」×10%
②特例控除額分(ふるさと納税のみ)
「寄附金－2,000円」×(90%－0～45%(所得税の限界税率)×1.021)
※控除対象寄附金の上限額は総所得金額等の30%です。
※②については市民税・府民税の所得割の20%が限度となります。
但し、総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村への寄付分に限り、
※限界税率とは寄附者に適用される所得税の最高税率をいいます。
※確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税にかかる寄附金控除がワンストップで受けられる特例制度があります。

別表⑤【均等割】

市民税・府民税均等割額の復興特別税としての加算は令和5年度で終了しました。
令和6年度から新たに森林環境税(国税)が市民税・府民税の均等割と併せて課税されます。

大阪府では、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源を確保するため、平成28年度から府民税均等割額に森林環境税として300円が加算されます。
(平成28年度から令和5年度まで→令和6年度から令和9年度まで延長)

	令和6年度
市民税均等割(年額)	3,000円
府民税均等割(年額)	1,300円
森林環境税(年額)	1,000円

別表②【所得控除額一覧表】

控除の種類		控 除 額			控除の種類	控 除 額		
基礎控除	430,000円 ※ただし、合計所得金額が 2400万円超～2450万円以下の場合は290,000円 2450万円超～2500万円以下の場合は150,000円 2500万円超の場合は0円					生命保険料控除	■平成25年度の住民税より、生命保険料控除が改正されています。	
配偶者控除		本人の合計所得金額			●「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新たに設けられています。			
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	●平成24年1月1日以降に契約締結した生命保険契約等について、適用限度額が28,000円に変更になっています。			
	一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	(1)【新制度】平成24年1月1日以後に締結した保険契約 (一般・年金・介護医療それぞれに適用)			
配偶者特別控除	老人控除対象配偶者 (昭和29年1月1日以前に生まれた人)	380,000円	260,000円	130,000円	年間の支払保険料等			
	配偶者特別控除を受ける本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者(専従者を除く)の合計所得が48万円超の場合						控除額	
	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			12,000円以下		支払保険料等の全額	
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	12,000円超32,000円以下		支払保険料等×1/2+6,000円	
	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	32,000円超56,000円以下		支払保険料等×1/4+14,000円	
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	56,000円超		28,000円(上限)	
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	(2)【旧制度】平成23年12月31日までに締結した保険契約 (一般・年金それぞれに適用)			
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円			年間の支払保険料等	
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円			控除額	
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	15,000円以下			支払保険料等の全額	
扶養控除	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	15,000円超40,000円以下		支払保険料等×1/2+7,500円	
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	40,000円超70,000円以下		支払保険料等×1/4+17,500円	
	■平成24年度から年少扶養親族(平成20年1月2日以降に生まれた人)に対する控除が廃止されています。						70,000円超	35,000円(上限)
	一般の控除対象扶養親族 (平成17年1月2日以降 平成20年1月1日以前に生まれた人 又は 昭和29年1月2日以降 平成13年1月1日以前に生まれた人)	330,000 円			※但し、平成23年12月31日以前に締結した保険契約であっても、平成24年1月1日以後に「更新」・「特約の中途付加」を行った場合には更新等の日以後の保険料に対して新制度が適用されます。			
	特定扶養親族 (平成13年1月2日以降 平成17年1月1日以前に生まれた人)	450,000 円						
	同居老親等扶養親族	450,000 円						
同居老親等以外の老人扶養親族 (昭和29年1月1日以前に生まれた人)	380,000 円							
	各260,000 円							
障害者・寡婦 勤労学生控除	特別障害者(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなど)の場合 300,000 円 同居特別障害者である扶養親族 530,000 円					地震保険料控除 旧長期損害保険料控除	平成20年度から地震保険料控除が新設されました。損害保険料控除は原則廃止となりますが、平成18年12月31日までに契約した、「長期損害保険」(保険期間が10年以上かつ満期返戻金があるもの)については継続されます。	
ひとり親控除	生計を一にする子(他の人の扶養親族に該当せず総所得金額等の合計額48万円以下)を有し、単身者(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外)で、かつ合計所得金額が500万円以下の人。 300,000 円						地震保険料	
雑損控除	(差引損失額－総所得金額等の合計額×10%) } いずれか多い方の金額 (災害関連支出の金額－50,000円) ※差引損失額＝損失金額－保険金等で補てんされる金額						支払保険料	控除額
医療費控除	①(医療費支払額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の5%と10万円とのいずれか少ない額) ②(1年間に支払った対象となるOTC医薬品の購入費用－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 ※②は特定健診・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のうち納税義務者本人がいずれか一つ受けていること。 ①と②のどちらかを選択。(①は200万円、②は88,000円が限度)						50,000円以下	支払額×1/2
	令和5年中に支払った国民健康保険料、雇用保険料、その他の健康保険料、介護保険料、国民年金や厚生年金の掛金の全額					50,000円超	25,000円	
社会保険料控除	令和5年中に支払った小規模企業共済法第2条第2項に規定する第一種共済掛金、確定拠出年金法の個人年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金					旧長期損害保険料		
小規模企業共済等 掛金控除	令和5年中に支払った小規模企業共済法第2条第2項に規定する第一種共済掛金、確定拠出年金法の個人年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金					支払保険料	控除額	
						5,000円以下	全額	
						5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円	
						15,000円超	10,000円	
※地震保険と旧長期損害保険がセットになっている保険契約は、どちらか一方しか控除対象となりません。								

■ 給与所得者異動届出書の記載のしかた（太枠□の中だけ記入してください。）

異動届出書を市役所へ提出される日を記載してください。

異動された納税者の
氏名・生年月日を記
載してください。

退職などで課税年度の1月1日現在の住所と変更がある場合は、新しい現住所を記載してください。

結婚、その他で個人別明細書上の氏名から変わった場合に記載してください。

転勤などにより新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称、所在地、電話番号を記載してください。その場合、月割額を連絡されている時は右となりの欄に税額と月を記載してください。

市町村民税 給与支払報告書 道府県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書									
(宛先) 河内長野市長 令和 年 月 日 提出		個人番号又は法人番号		課税関係氏名・内線担当者		整理番号			
フリガナ 姓 名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生 個人番号 1月1日現在 住所 勤務後		新性 (ア) 特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収済税額 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 円 月分から月分まで 円 月分から月分まで 円		異動年月日 令和 年 月 日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他		異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）									
新しい勤務先(特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 氏名 代表者 電話番号 法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		特別徴収指定番号 氏名 代表者 電話番号 法人番号		新しい勤務先へは、 月額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月額をお伝えください。 受給者番号 納付書の要否 (新規の場合のみ記載) 必要 不要					
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）									
該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が1月2月3月以前であつた本人からの申出があつたため。 2 異動年月日が1月1日以降であつて本人からの申出がないため。				徴収予定額(ウと同額)を右欄に記入 円		左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。			
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）									
該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日までかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日までかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。									
旧特別徴収処理期	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検					
5年度	月分以降の月割額は								
6年度	月分以降の月割額は								

注意事項

- 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 太線枠内を記入してください。
- 給与と所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

課税対象年度と税額通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を記載してください。

特別徴収することができなくなった事由で、該当するものを○で囲んでください。1～7に該当しない事由の場合は、8その他()内に簡単に記載してください。

年税額から徴収済税額を
差し引いた残額を記載して
ください。

徴収していただいた月割額の合計額を記載してください。

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記載してください。

給与又は退職手当等のそれぞれから徴収すべきものとして、給与の支払を受けなくなる方が申し出た金額を記載してください。

一括徴収予定額を何月分で納入するかを記載してください。毎月の分と合算して納入してください。

受付印

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

										整理番号							
(宛先) 河内長野市長										課 係 氏 名 ■ ■ ■ 内 線	担当者	令和5年度	特別徴収 指定番号				
令和 年 月 日 提出												令和6年度	特別徴収 指定番号				
(特別徴収義務者) 給与支払者													宛名番号				
所在地 〒													宛名番号				
名称																	
個人番号又は法人番号																	
給与 所得 者 所 得	フリガナ									新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 事 由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏 名																
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生															
	個人番号										例) 11月10日納期限分の場合→10月分						
	住	1月1日 現在									円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	令和 年 月 日	1 転勤・転籍 3 死 亡 5 長 欠 7 支払不定期 8 その他 ()	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
所	異動後									円	円	円					
①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）																	
新しい勤務先 (特別徴収 義務者)	所在地	〒								特別徴収指定番号	氏名	新しい勤務先へは、 月割額 円を 月分（翌月10日納期限）から 徴収し、納入するよう連絡済です。					
	名 称	フリガナ								法人番号	担当者 電話	※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。					
												受給者番号					
										※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）																	
該当する項目に○をしてください。										徴収予定額 (ウ)と同 額)を右欄に 記入	円	左記の一括徴収した税額は 月分（翌月10日納期限）で納入します。					
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。																	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収継続の希望がないため。																	
③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）																	
該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。																	
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。																	
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。																	
3 死亡による退職のため																	

旧
特
別
徴
収
処
理
欄

5年度

月分以降
の月割額は

1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収へ切替
3 一括徴収
4 その他

入力者

点検

6年度

月分以降
の月割額は

1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収へ切替
3 一括徴収
4 その他

入力者

点検

注
意
事
項
等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 太線枠内を記入してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

A	B	C	D	E	F

特別徴収への切替依頼書

※	課税台帳	D・B	処理日
処理 事項			/

令和 年 月 日 (宛先)河内長野市長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名称											特別徴収 指定番号			
		所在地	〒 -										担 当 者	係		
		法人番号	12345678901234567890											氏名		
														電話	() -	

下記の者について _____ 月分(翌月10日納期限)から特別徴収を希望します。

給 与 所 得 者	フリガナ			生年月日	S・H 年 月 日	普通徴収通知書番号		
	氏名					普通徴収年税額	円	
	1月1日 現在の住所	河内長野市				普通徴収税額はア. 期分まで納付済です。 イ. 全額未納です。 (ア・イどちらかに○をつけてください。)		
	現住所							

切替理由(○をつけてください)		注 意 事 項	①二重納付を防止するため、普通徴収での納付の有無を必ず本人に確認してください。 ②過年度該当分は、特別徴収への切替はできません。 ③前職で一括徴収済、普通徴収で全額納付済、非課税などで、残税額がない場合は特別徴収への切替はできません。 ④普通徴収の納期が過ぎた税額については、特別徴収への切替はできません。 【1期分＝6月末日、2期分＝8月末日、3期分＝10月末日、4期分＝翌年1月末日】 ※納期が土曜日の場合は翌々日、日祝日の場合は翌日が納期になります。
	入社(就職)したため		
	正社員になったため		
	復職したため		
	その他()		

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

令和 年 月 日 (宛先)河内長野市長	特別徴収義務者	所在地											指定番号		
		名 称											連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係	
		代表者の 職氏名印												氏名	
		法人番号													電話

○変更事項のみ記入してください。 ○誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

○訂正・誤りがある場合も、この用紙を利用してご連絡ください。

事 項	変 更 前	変 更 後	
フリガナ			
所在地	〒 ー	〒 ー	
フリガナ			
名 称			
電 話	()	()	
備 考		変 更 年 月 日	令和 ・ 平成 年 月 日

◎特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合には、下欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送 付 先	フリガナ		フリガナ	
	所在地	〒 ー	名 称	
			電 話	()

■ 納入書の記入のしかた

〈表面〉

河内長野市 市民税 納入済通知書 (公)

市町村コード 口座番号 加入者名

2 7 2 1 6 7 00920-1-960159 河内長野市会計管理者

指定番号 納入金額(1) 円

年 月 分

納入金額(2) 円

納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(2)の欄に記入してください。

納期限 年 月 日

取りまとめ店

大阪貯金事務センター (〒539-8794)

領収日付印

(特別徴収義務者) 住所 氏名 又は 所在地 氏名 又は 名称

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行河内長野支店(取りまとめ店)→市町村) (市町村保管)

納入書の年月欄をご確認いただき、翌月の納期限(下方に記載)までに納入してください。

この納入金額に変更がなければ、下欄には記入せずに納めてください。

税額に変更のあった場合や退職等により残税額を一括徴収していただいた場合など、納入金額を訂正されるときは、(1)の金額を横線で抹消し、この欄に正しい金額を記入してください。

退職等により、退職所得にかかる分離課税の所得割を納める場合は、この欄にその金額を記入してください。
なお、必ず裏面の納入申告書に退職者の明細を記入してください。(給与分の退職等による一括徴収分は記入しないでください。)

納入金額(2)の欄に記入したときは、合計額も忘れず記入してください。

〈裏面〉

市民税 府民税 納入申告書

(宛先) 河内長野市長 年 月 日

(受付印) (特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 氏名称 電話番号 法人番号

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

年 月 分 人員

退職手当等支払金額 市民税 府民税

特別徴収税額 市民税 府民税

住所 氏名 勤続年数 年 退職日 支払金額 円 特別徴収税額 円

住所 氏名 勤続年数 年 退職日 支払金額 円 特別徴収税額 円

納入する年月分を記入してください。

退職手当等から特別徴収した人数を記入してください。

人数欄に記入した人の退職手当等の支払金額の合計を記入してください。

人数欄に記入した人の市民税・府民税それぞれの合計額を記入してください。

退職金受給者の住所・氏名・勤続年数・支払金額・市民税・府民税についてそれぞれご記入ください。

※お手数ながらご記入ください。

*退職金受給者が3名以上の場合は、別途「退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」を提出してください。
用紙が必要な場合は、税務課までご連絡ください。ホームページからもダウンロードできます。

○用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。

○黒のボールペンで記入してください。

○数字は記入例に従って、所定のワクからはみ出さないように記入してください。

○金額の¥記号は絶対に記入しないでください。

○まとめて複数月分を納付される場合は、債権管理係まで連絡してください。連絡がない場合は、督促状が届くことがあります。

良い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

悪い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

上を離さない カギをつけない まるめない 上をふさない 横線を離さない 横線を出さない 上に突き出したりするどくしない 離さない